

## 情報公開法に関する意見

### 決定期限について

開示請求から決定までは30日間とされているが、この30日間をいっぱいに使ってくる傾向があるように感じられる。自治体では15日間というのが大勢であることからすると、すべてを15日間でというのは無理でも、ある程度は15日間で決定できるのではないか。

### 開示請求手数料について

1件300円（電子申請の場合は220円）となっているため、どこまでが「1件」かを判断することが難しくなっている。窓口で請求する場合は話し合いで決められるが、郵送の場合は何件分の印紙を貼ればよいのかわからない。この本質的とは言えない問題に労力を費やすのは合理的ではないように思う。

### 開示実施手数料について

#### （10円単位の手数料について）

紙媒体の場合、1枚20円となっていることから、10円単位の開示実施手数料となることが多いが、10円単位の収入印紙は特定郵便局では扱っていない場合が多い。東京中央郵便局ですら、窓口ではなく、窓口後方に取りに行くほどの状況である。1枚10円ではなく1枚20円なのだから、100円未満は切り捨てにすれば、10円単位の収入印紙を入手する手間が省け、便利なのではないかと思う。

#### （紙媒体の手数料設定）

1ページずつ手作業でコピーをとる場合などであれば、1枚20円という設定も理解できないではない。しかし、複数枚の重ねた原稿を自動で読み取る機能がついたコピー機で、その機能を使って写しを作成する場合は、1枚20円は妥当とは言いがたい。

また、直接関係ないものまでこの1枚20円という設定に引きずられている感があり、環境省情報公開窓口にあるセルフコピー機も1枚20円になっている。自分でコピーをとって1枚20円というのは理解しがたい。

#### （電子媒体の手数料設定）

光ディスクへの複写の場合、1枚200円に加え、0.5メガバイトまでごとに220円となっている。CD-R 1枚は通常650MBなので、光ディスク1枚一杯にデータを保存しただけで、28万6200円という驚異的な額になる。DVD-Rになると、さらに物凄い額になる。これに対して、カセットテープは1巻600円、ビデオテープは1巻700円と、常識的な額になっている。

カセットテープで録音していたものをICレコーダーにしたり、ビデオテープで録画していたものをDVDにしたりすることが増えていくと思われるが、これでは実質的に「情報非公開」であり、見直しは不可欠である。

1ファイルの容量が大きい場合と、ファイル数が多く手間がかかり容量も大きいという場合を分けて考えてはどうか。

### 開示実施手数料が開示請求手数料の範囲で収まる場合について

開示請求手数料は、開示実施手数料に当てられ、その分が控除される。しかし、開示実施手数料が全額控除となる場合でも、送料の切手は送らなければならない。例えば、開示されたのが2枚で、開示実施手数料20円×2枚=40円という場合、この40円は、開示実施手数料300円から控除されて無料となるが、送料として切手80円を送らなければならない。開示決定書を送る際に、開示文書も同封してしまえば、余計な手間もかからず速やかに開示できるように思う。

#### 独立行政法人等情報公開法の対象となる法人の範囲について

次のような例からすると、独立行政法人等情報公開法の対象とする法人の範囲は狭く、適切な範囲に拡大するなどの措置が必要である。

[例1] 検討委員会などの運営を外部に委託すると、情報公開法が対象とする行政機関の定義から外れてしまい、行政機関として取得した文書は対象となるものの、その検討委員会などを運営している外部の委託先が保有する文書は対象とはならない。委託先が独立した機関であるならそれも理解できるが、往々にして官庁と関係の深い公益法人が委託先になっており、常識的に見て一体で運営しているような場合が見受けられる。

[例2] 自治体の職員採用試験問題は原則公開される方向にあり、また、国の職員採用試験問題も情報公開法施行後は人事院が公開している。しかし、自治体の職員採用試験問題のうち、財団法人日本人事試験研究センターが作成しているものに関しては、同センターが作成していることを理由に公開されていない。また、同センターは独立行政法人等情報公開法の対象法人とはなっていない。職員採用試験問題という情報の類型は同じであるにもかかわらず、このような形で非公開となっているのは極めて妙な状況であるように思う。

#### 文書不存在の場合に理由付記について

文書不存在の場合は不開示決定となり、「文書不存在」ということ自体が不開示決定の理由となる場合が多い。しかし、同じ文書不存在でも、そもそも文書を作成していないとか、作成はしたが既に廃棄したなどの理由があるはずである。こうした具体的な理由を決定通知書に付記するようにすべきである。請求者はあると思って請求しているわけで、ただ「文書不存在」と言われてもなかなか納得できない。

#### 情報公開窓口で請求する場合の請求文書担当者の対応について

情報公開窓口で請求文書担当者（情報公開窓口担当者ではなく、請求した文書の担当者）と話し合って請求する場合、請求文書担当者が「これまでに公開してきた文書はない（でも情報公開法にそって判断すれば公開できるかもしれない）」とか「私が知る限りではない（でも探せばあるかもしれない）」という意味で「文書はない」と言うなど、請求者を混乱させることがある。請求文書担当者にしてみれば、情報公開請求の対応をすることはあまりないことで、ある程度やむを得ないかもしれないが、情報公開窓口担当者が趣旨を確認するなどして、双方の意思疎通が適切にできるようフォローするようにしたほうが良いのではないか。